



労働安全衛生法に基づく

新たな化学物質管理説明会

厚生労働省では労働安全衛生規則などを改正し、有機則、特化則などの特別規制の対象外となっている有害な化学物質を主な対象とした自律的なばく露防止措置を実施するための制度を導入することとなりました。そのため、島根労働基準協会では会員事業場等において新たな化学物質管理制度に対応していただくため、島根労働局担当官による説明会を開催することといたしました。

- 日 時 令和4年12月12日（月）14時～16時
- 場 所 くにびきメッセ 601 会議室（松江市学園南1丁目2-1）
- 定 員 60名
- 参加料 無料（なお、資料代1,000円が必要です）
- 申込方法 島根労働基準協会ホームページから申し込みください

令和4年10月20日

事業主殿

島根労働基準協会長

「労働安全衛生法に基づく新たな化学物質管理説明会」の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

各事業場におかれましては労働衛生管理の推進にご尽力いただいていることと存じます。

近年、化学物質による労働災害の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）の規制の対象外となっていることなどから、厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

本改正は、規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を図り、それを基に事業者が行うリスクアセスメントの結果に基づき、自律的にばく露防止のための措置を実施する制度を導入するものです。

当協会では、各種技能講習の開催などにより、県内事業場の化学物質管理の向上に努めておりますが、今般、労働安全衛生規則等の改正の内容について、会員事業場等の理解を深めていただきたく下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご参加をお願いします。

記

- (1) 日 時 令和4年12月12日（月）14時～16時
- (2) 会 場 くにびきメッセ601会議室（松江市学園南1丁目2-1）
- (3) 定 員 60人
- (4) 講 師 島根労働局労働基準部健康安全課担当官
- (5) 参加料 無料（なお、資料代1,000円が必要です。）
- (6) 申込方法 ホームページから申し込むか出席連絡票に記入の上FAXにてお申込下さい
- (7) 注意事項 当日参加はできません。資料代は当日持参ください。
マスクの着用、検温、手指消毒にご協力をお願いします。

定員に達したため、締め切りとさせていただきます。